

免税軽油使用者証交付申請時に必要な書類などのチェックリスト
(農業用途・熊本市以外)

	項目	チェック
1	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業委員会が交付する「耕作証明書」(原本) ● 上記の証明書は、申請日以前1か月以内に交付を受けたものである。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
2	<p>【 免税軽油を使用する機械が乗用できる機械(トラクター、コンバイン、乗用管理機、田植え機など)の場合 】</p> <p><u>次のうちいずれかの書類を機械1台につき1通</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市役所・町役場が交付する「課税台帳記載事項証明書」(原本) ② 市役所・町役場が交付する「小型特殊自動車標識交付証明書」(原本) 	<input type="checkbox"/>
2	<p>【 免税軽油を使用する機械が乗用できない機械(動力噴霧器、固定されたポンプなど)の場合 】</p> <p>次のうちいずれかの書類を1台につき1通</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市役所・町役場が交付する「固定資産課税台帳記載事項証明書」(原本) ② 販売契約書、リース契約書等の契約書 <p>※ 上記の書類を準備できない場合には、県央広域本部 課税第一課へ 予め御相談ください。</p>	<input type="checkbox"/>
4	<p>機械(トラクター、コンバイン等)の写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 写真は、申請日以前1か月以内に撮影したものである。 ● 写真は、次の写真を準備した <ul style="list-style-type: none"> ① 機械の横全体(型式が判別できるもの) ② 機械の前 ③ 機械の後(緑のナンバーを付けている場合には、ナンバーの番号を読み取れるもの) ④ アワメーター(撮影時の数値が読み取れるもの) <p>※ 撮影可能であれば、型式、製造番号が記載されたプレートを写した写真も提出をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 【機械の横全体の写真で、機械の型式が判別できない場合】 機械の型式が判別できる写真を準備した。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>